

令和7年度 部活動に係る活動方針

いわき市立平第三中学校

1 部活動の目的

- (1) 共通の興味・関心を持つ仲間と共に、お互いに励ましあい協力し合う体験を通して、心豊かな生徒の育成を図る。
- (2) 活動を通して、技能向上・体力向上を目指し、心身共に健康で自主的・実践的な力の育成と態度を育てる。

2 部活動の方針

- (1) 福島県教育委員会「運動部活動の在り方に関する方針」、いわき市教育委員会「いわき市小中学校部活動運営方針」に則り、本校の部活動に係る活動方針を策定し、公表する。

※福島県教育委員会のホームページ（運動部活動の在り方に関する方針）

（URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/17.html>）

※いわき市教育委員会のホームページ（いわき市立小中学校部活動運営方針）

（URL : <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1542334020830/simple/bukatu.pdf>）

- (2) 本校の部活動は、「人間教育」を考えて活動することを第一の方針とする。決して勝利至上主義を目的とすることなく、本校の方針の趣旨を生徒や保護者へも明確に伝え、活動の理解を得ることとする。

- (3) 入部に関しては、次の内容にて配慮する。

- 入部に際しては、見学期間等を通してよく考え、保護者と相談した上で決定し、3年間継続して取り組ませるように配慮する。
- 年度途中での退部及び転部は原則として認めないが、やむえない事情がある場合は、保護者、担任、顧問が連携して対応する。
- クラブチームへの所属や習い事等の事情がある場合は、入部を強制するものではない。

3 設置する部活動

<運動部>

| 陸上競技 | 水泳 | 野球 | サッカー |
|-----------|-----------|-------------|-------------|
| ソフトテニス(男) | ソフトテニス(女) | バスケットボール(男) | バスケットボール(女) |
| バレー(女) | 卓球(男) | 卓球(女) | 柔道 |
| 剣道 | 特設駅伝 | | |

※ただし、柔道部についてはR7の中体連大会終了までの活動とする。

<文化部>

| | |
|-----|----|
| 吹奏楽 | 美術 |
|-----|----|

4 活動時間等について

- (1) 平日の練習時間は2時間を上限とし、練習時間は次の時間内とする。

4月～10月 18：15 活動終了 18：45 完全下校

11月～3月 17：45 活動終了 18：15 完全下校

★基本的には、顧問で下校指導を行う。（校門を通り抜けるまで指導）

- (2) 週休日（土・日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とする。

- (3) 朝練習は、特設駅伝部のみ、限られた期間等において校長が必要と認めた期間と時間の中で実施する。顧問の指導のもと、生徒の健康状況を考慮し、保護者と十分に理解を得て実施する。

【活動時間等に関する補足】

- 平日の大会あるいは週休日等の大会及び練習試合は、上記活動時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
- 上記の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとする。

5 休養日の設定について

- (1) 平日に週1日以上、週休日（土・日）に週1日以上の休養日を設定する。
 - 本校においては、平日の休養日を原則として一斉に水曜日に設定する。練習場所等の関係で水曜日を休養日とすることのできない部は、同一週の平日に必ず休養日を設定する。
- (2) 次の期間は全市一斉の休養日と定められていることから、部活動を行わないこととする。
 - 夏季休業中の学校閉庁日
 - 年末年始（12月29日～1月3日）の6日間
- (3) 週休日（土・日）に連続2日間にわたって、大会やコンクール等のために活動した場合は、1日分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。（原則として同月内）
- (4) 長期休業中についても、上記に準ずる。
- (5) 定期テスト前は、1日で実施する場合は2日前、2日で実施する場合は3日前を活動中止日とする。
また、学力テストの実施日前日を活動中止日とする。

【休養日設定に関する補足】

- 日曜日に大会やコンクール等がある場合は前日の土曜日に活動することは可能だが、活動時間は3時間を上限とする。
- 週休日に連続して活動することが認められるのは、大会やコンクール等に限る。大会が近いという理由であっても練習や練習試合は認められない。
- 週休日に1日も活動しない場合も、平日に1日以上の休養日を設ける。

6 適正な部活動運営と指導について

- (1) 部活動の顧問については、複数配置を原則とする。設置する部活動については、生徒数の増減、入部状況、教員数、生徒のニーズ等により、検討・精選することとする。
- (2) 学校ホームページ、学校便り、PTA総会、保護者会等を通して、部活動の意義や運営について保護者の理解を得ながら、学校（指導者）と保護者が連携して活動に取り組む。
- (3) 保護者の負担軽減に努める。特に遠征試合等については、経済的な負担や生徒の心身の負担、移動手段の安全性等を十分に考慮し、精選した上で実施する。
- (4) 生徒のニーズに応じて活動内容の弾力的な取り扱いを検討する。
- (5) 生徒個々の健康、体力等の状況を把握し、傷害、熱中症等の事故防止に配慮するなど、安全な活動に努める。
- (6) 学校の実情や教育的効果等を十分考慮した上で、地域のスポーツ団体との連携や外部指導者の導入等を検討する。
- (7) 部活動顧問会等を通して、部活動運営について共通理解を図ったり情報交換をしたりすることを通して体罰や各種ハラスメントの根絶に努める。